

補助制度について

橿原市では、保存地区内で実施する修理・修景事業について、橿原市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱に基づき、経費の一部を補助する制度を設けています。

補助金交付事業は、特に十分な準備期間が必要です。事業をお考えの際は、早めに今井町並保存整備事務所にご相談ください。

補助制度の概要



修理前

・修理に関する基準に適合する修理事業及び修景に関する基準に適合する修景事業等が対象です。

・伝統的建造物の修理事業については、軸組み・小屋組み・床組み等も補助対象となります。



・主に屋根及び街路から望見できる外観部分の経費を補助します。
(仮設・内装・設備等は対象外です)

補助基準

種類		限度額 (万円)	補助額	補助対象
区分	種別			
伝統的建造物	社寺建築物以外	建築物 主屋	無し	(修理事業) 保存計画に定める建築物等の保存整備計画Aに基づく修理復元 建築物については、屋根及び街路から望見できる外観とそれを支えるために必要な軸組み、小屋組、床組等の構造体を対象とし、防災性能の向上に資する部分を含む。
		付属屋等	無し	
	その他の工作物	無し		
伝統的建造物以外の建造物	社寺建築	建築物	500	別々に定める補助金交付の基準により算定した額
		その他の工作物	無し	
	新築以外	建築物 主屋	無し	
新築	建築物 主屋	無し	(修景事業) 保存計画に定める建築物等の保存整備計画Cに基づく新築建築物については、屋根及び街路から望見できる外観を対象とし、防災性能の向上に資する部分を含む。	
環境物件	環濠、井戸、土居、水路、石橋等	200	修理、復旧に要する経費に4分の3以内を乗じた額	(復旧事業) 保存計画に定める環境物件の保存整備計画に基づく当該物件の維持、保全又は復旧
管理施設	防災施設、標識又は説明板等	100	設置又は整備に要する経費に2分の1を乗じた額	(管理施設等整備事業) 保存地区の保存のために必要な管理施設又は設備等の設置及び修理
屋外設置物等	看板、アンテナ、ごみ箱、自動販売機、郵便受け、クーラー等室外機、各種メーターボックス、ガスボンベ	20	移設・修景に要する経費に2分の1を乗じた額	(環境保全事業) 当該物件の移設又は修景



補助金額算定基準

修理・修景事業の補助金額は、提出された事業に要する経費(見積書)を基に、「橿原市今井町伝統的建造物群保存地区補助金交付の基準」に定められた補助率を適用し、算定します。

・補助金は、各部位ごとに算定した金額を合計して算出します。部位ごとの補助金は、事業に要する経費(見積書)と補助基準額を補助対象面積あたり(m²あたり)と比較し、低い額に基づき算出します。

・補助基準額は非公表です。

・新築事業とは、空き地に建築物等を新築するものをいいます。

・補助金は、橿原市の予算の範囲内での交付となります。(事業の時期など、ご希望に沿えない場合があります) また、補助金には国(文化庁・国土交通省)や奈良県の補助金が充当されています。



修景前



修景後



修景前



修景後

補助金額算定基準

区分	補助対象項目	補助基準額 (円/m ²)	修理事業	修景事業	新築事業
			修理補助率	修景補助率	新築補助率
委託料	建築設計委託 建築緩和申請委託 工事監理委託 耐震診断		1/2	1/3	
屋根	本瓦葺 (垂木～野地板～瓦)			1/2	1/3
	葺瓦葺 (垂木～野地板～瓦)				
壁	大壁・真壁 (下地～上塗まで)		4/5	2/3	
	揚塗り(垂木形、出桁等) (下地～上塗まで)				
	板壁 (下地～板壁まで)				
開口部	戸口(格子戸・板戸) (戸袋を含む)				
	みせ等(格子構え・板戸構え) (木製建具を含む)				
	格子窓 (木製建具を含む)				
構造体の修理	虫籠窓 (下地～上塗まで) (木製建具を含む)				
	軸組み、小屋組、床組等の構造体(構造体の補修・補強及び基礎工事等に要する経費)				
(規定) ※耐震性等防火防災性能の向上のためにされた事業に係る補助率は、対象となる各区分の補助率を採用する。 ※修景及び新築事業の場合の補助対象項目は、大壁・真壁及び揚塗りについては上塗のみ、板壁については下地は含まない。ただし、修理に関する基準に基づき施工する場合はその限りではない。					
塀	瓦葺・腰板張・漆喰塗等仕上		1/2	1/3	1/3